

「コンクリート防食工事の賠償責任保険」

事故発生時の対応マニュアル

I. はじめに

本マニュアルは、一般社団法人日本コンクリート防食協会（日防協）の「コンクリート防食工事賠償責任保険制度」（賠償保険）個別工事に加入した工事で、事故が発生した場合の**被保険者**（保険加入者）及び日防協事務局の対応方法等について、標準的な対応基準を示すものである。

II. 賠償責任保険の契約概要

1. 適用工事：コンクリート防食工事

〔注〕コンクリートの劣化・腐食環境が特定され、防食被覆層への要求性能規定等が確立されている施設で、**性能保証書を提出する工事** ※ビルピット・工場排水処理施設等は適用外

2. 引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社（損保ジャパン）

3. 取扱代理店：株式会社 ゲット総合企画（ゲット総合企画）

4. 契約者：一般社団法人 日本コンクリート防食協会

5. 被保険者：日防協会員で保険制度利用会員に登録したコンクリート防食工事を行う日防協会員

6. 対象工事：被保険者が請負う請負高 500 万円以上で、1. 適用工事〔注〕に該当するコンクリート防食工事

7. 補償期間：①請負業者特約 工事期間中

②生産物特約 工事完了引き渡しの翌日から 10 年間

III. 賠償保険の適用条件

1. 事故発生時に、賠償責任保険会員に登録している場合のみ適用される。

個別工事の被保険者が、事故発生前に日防協または保険会員を退会した場合は、適用不可となる。

2. 請負業者賠償

工事・作業中に発生した事故（人身・物損）により第三者に対して法律上の損害賠償責任が生じた場合に適用。

3. 生産物賠償（it self カバー特約付き）

（1）防食被覆層のハグレなどが原因で、設備（ポンプ・掻き寄せ機等機器類）に損傷を与えた場合や、はく離した被覆層が水を堰き止め溢れた処理水で、モーター等電気機器類等に損傷を与えた場合に、その補償に適用。

（2）防食被覆の障害（ハグレ・割れ等）が原因で、防食対象であるコンクリート自体に損害（腐食・劣化）が発生した場合の、防食被覆層の再工事費用と腐食・劣化したコンクリートの修補費用（仮設費含む）。

4. その他

（1）発生した事故により訴訟事案となった場合、訴訟に要する費用も賠償対象となる。

（2）本制度の詳細は、「賠償保険制度運用規定」参照。

IV. 賠償保険が適用されない事象

1. 請負業者賠償

被保険者に、賠償責任が問われない場合。

2. 生産物賠償（itself カバー特約付き）

2.1 各工法共通

（1）修補費用総額（仮設費込）が、免責金額 100 万円以下の場合。

（2）当該工事に提出した、性能保証書に記載された免責事項に該当する事象の場合。

2.2 塗布型ライニング工法

(1) 上塗り層のみの膨れ・ハガレなどや、膨れ箇所の被覆層が爆裂しておらず防食機能に影響しない状態の場合。

2.3 シートライニング工法

(1) 膨れが部分的に生じているが、シート部やシートの継目処理材・端部処理材等に異常がなく、防食機能に影響しない状態の場合。

2.4 モルタルライニング工法

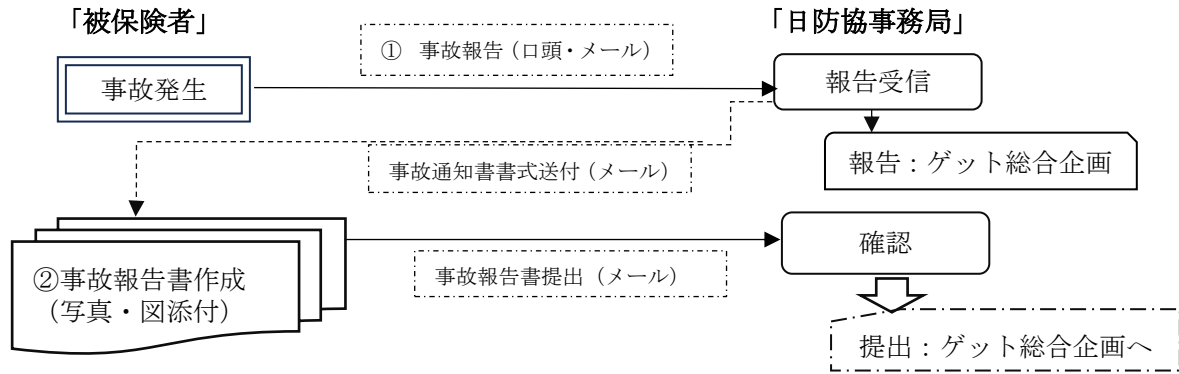
モルタルライニング工法は、被覆層断面の消失を許容する「損傷許容設計法^{注)}」とされており、以下の事項を確認したうえ、客観的に賠償保険適用可否を判断する。

- (1) 設計施工厚みの設定の適否
- (2) 防食被覆断面の消失深さの計算値との整合性
- (3) 設計時との腐食環境条件の差異の有無

注)「損傷許容設計法」とは、設計に先立つ当該施設のコンクリートの調査結果に基づく、硫酸浸透深さを基に設計者が設定した設計耐用年数に応じた施工厚さで施工し、設計耐用年数の期間終了時には防食被覆層が消失してしまうことを前提とした設計法。

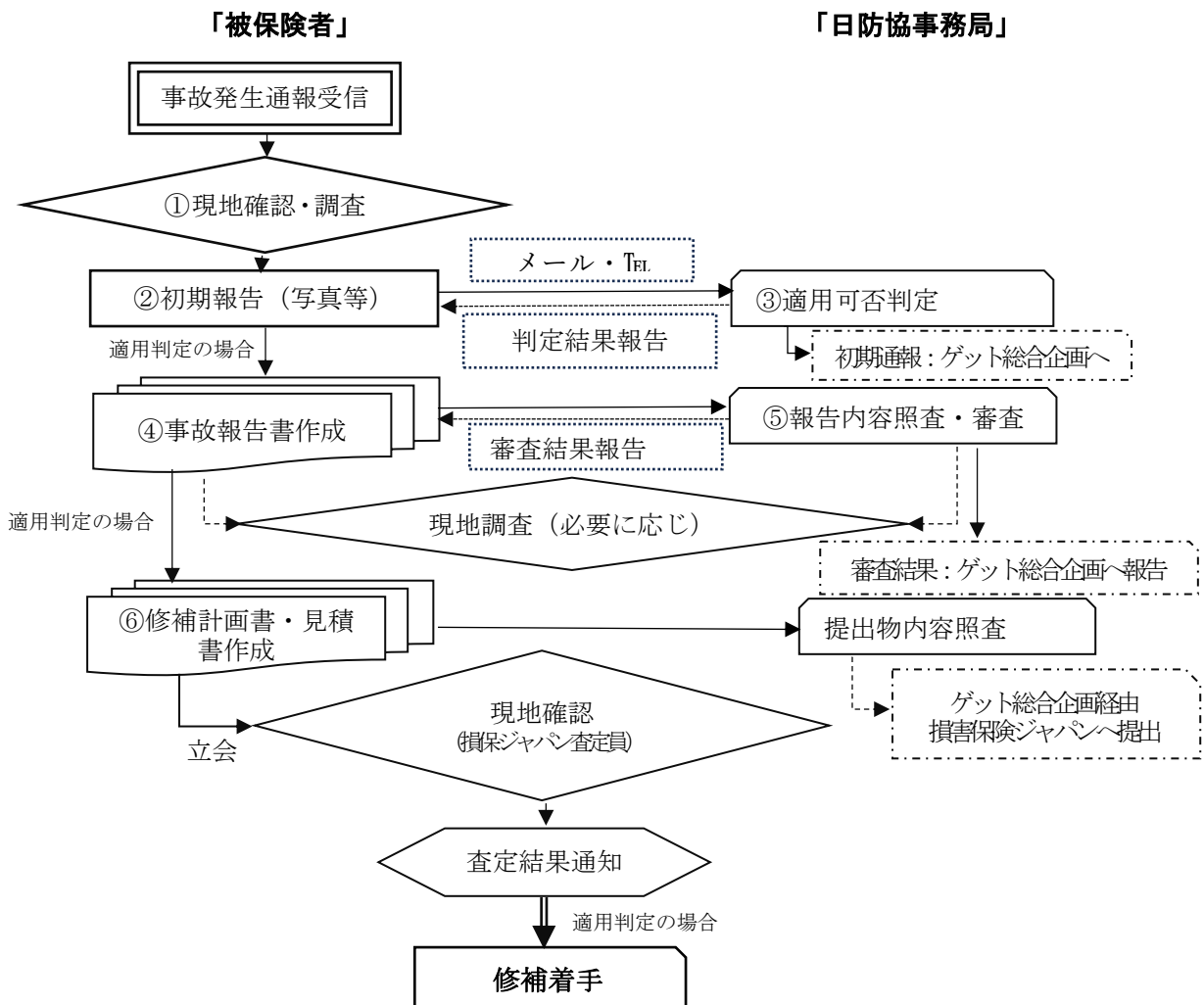
V. 事故発生時に被保険者及び日防協事務局が行う事柄

V. 1 請負業者賠償



フロー 図中No	報告・確認事項
①	イ. 人身事故（対人賠償）か物損事故（対物補償）か ロ. 人身事故の場合：a. 受傷者は単独か複数人か b. 受傷の程度は（怪我の具体的程度） ハ. 物損事故の場合：a. 被害物は何か b. 損傷数量・損傷程度 c. 損害見込み金額
②	イ. 書式1の「賠償事故通知書」に該当事項記載 ロ. 添付資料：被害状況写真・事故状況概要図

V. 2 生産物賠償



フロー 図中No	対応者	確認・実施事項
①	被保険者	イ) 施設の維持管理者による定期点検実施状況の確認 ロ) 現地確認・通報者へのヒヤリングの実施 ハ) 状況写真・状況の展開図・その他特筆事項（コンクリート露出の有無等）
②	被保険者	イ) ①を整理の上、日防協事務局に報告・送付（メール）し、電話で詳細説明
③	事務局	イ) 報告内容の確認 「別添 1. 可否判定基準 参照」 ロ) 適用可否判定
④	被保険者	イ) 「別添 2. 事故報告概要 参照」
⑤	事務局	イ) 提出物の確認 確認は「別添 2. 事故報告概要」に基づく
⑥	被保険者	イ) 修補計画書は、障害（ハガレ・割れ等）毎に手順・方法、使用材料を詳細に記載する ロ) 見積書は、仮設費用・直接の修補に要する費用・管理費を含めた金額とする

【 別添 1. 第 1 次可否判定基準 】

防食被覆工法	判定基準
各工法共通	<p>◆ 適用不可判定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 当該工事に提出した、性能保証書に記載された免責事項に該当する場合 ◇ 障害の修補費用総額が、免責額 100 万円以下の場合 ◇ 発注者から事故発生の連絡を受けてから、日防協事務局への報告が 1 カ月以上経過している場合
塗布型ライニング工法 シートライニング工法	<p>◆ 適用可能判定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 被覆障害が原因でコンクリート・断面修復材を腐食・劣化させた、または、腐食・劣化させることが十分予測される ◇ 被覆障害が原因で設備等に損傷を与えた ◇ 被覆片がポンプに吸い込まれポンプが故障した ◇ 被覆片が詰り水流が遮られ、溢れた汚水で機械-電気設備等に損傷を与えた <p>◆ 適用不可判定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 躯体が劣化していない、または腐食・劣化させることが予測されない場合 ◇ 上塗り層のみのふくれ・剥がれ等で保護層は健全 ◇ 被覆層にふくれが発生しているが小さい、又は少量で拡大することが予測できない <p>補足) この場合、2～3 年程度の経過観察する方法がある 症状が拡大悪化している場合、適用の可能性はある この場合、症状発生初期の確認記録を保存しておくこと</p> <p><u>ただし、保険適用期間満期までに事故報告が出来るよう注意すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 第 1 次可否判定は、書式 1：第 1 次可否判定チェックシートを利用するとよい。
モルタルライニング 工法	<p>◆ 適用可否判定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 設計厚みは適正に算出されていたか？ 不適切の場合は適用不可 ◇ 防食被覆断面の消失厚みは、施工時からの経年から適正か？ 適正な場合は適用不可 ◇ 施工後、当該施設の腐食環境条件が変化していないかの確認 防食工事完了後供用中当該施設の、硫化水素ガス濃度が高くなるなど当該施設の腐食環境が悪化している場合は、適用不可 <p>注) 判定に際しては、「下水道コンクリート防食工事施工・品質管理の手引き（案）（手引き）「参考資料. 2 モルタルライニング工法の設計方法について」 1. JS 防食技術マニュアルによるモルタルライニング工法の設計手法について、又は、2. JS 工事以外でのモルタルライニング工法の設計方法（応用編）を参照して試算するとよい。</p>

〔 注意事項 〕

被保険者（会員）は、発注者（事業体・元請）から事故発生の連絡後、速やか（1か月以内）に現地を確認した後、日防協事務局に連絡（報告）すること。

注）施設の稼働状況により1か月以内に現地確認が出来ない場合は、発注者からのヒヤリングした内容と、写真等入手可能な資料をもとに、速やかに日防協事務局に報告すること。

※日防協への報告は、以下による。

- ① 保険加入時の工事名、保険加入年月日
- ② 事故発生通報受信年月日、通報者（事業体・元請）
- ③ 事故の状況（ふくれ・ハガレ・割れ等の症状）、事故の規模・程度（箇所数・事故発生総面積・長さ等）
- ④ 写真・発生状況の展開図を添付

書式1：第1次保険適用可否判定チェックシート

第1次保険適用可否判定チェックシート

I. 塗布型ライニング工法・シートライニング工法

症状	状態	CH	適・否
上塗層のふくれ	防食層は健全で、躯体 ^{注1)} の劣化に懸念は無い		否
躯体界面 ^{注3)} からのふくれ	① ふくれの径が小さく、点在しているが爆裂 ^{注2)} していない		否
	② ふくれの径が小さく、密集して発生しているが、すべてが爆裂していない		経過観察 ^{注4)}
	③ ふくれの径は小さいが、密集して発生して一部爆裂し躯体を劣化させている、また爆裂していないふくれ周辺に浮いた状態が確認され、爆裂が面的に拡大する可能性が高い		適
	④ ふくれから爆裂に繋がった箇所が多数あり、コンクリートに劣化現象が面的に確認される		適
	⑤ 被覆層に割れが生じ、面的に浮き等が拡大しコンクリートに劣化現象が確認される ※躯体に被覆層施工後にひび割れが生じた場合は「否」		適
機器类等への損傷	ふくれから爆裂に繋がった箇所の被覆層が剥離し、剥離した被覆片がポンプ・掻き寄せ機等に、吸い込まれたり、巻き付いたことによりポンプ・掻き寄せ機等を損傷させた		適
	剥離した被覆片が原因で、処理水があふれ出て電気・機械設備等や施設に損傷を与えた		

注1) 躯体は、コンクリート及び断面修復材を示す。

注2) 爆裂とは、浮き・ふくれにより防食被覆層が破れ、躯体の防食機能を失うことを示す。

注3) 躯体又はプライマー・素地調整材界面を含む。

注4) 2～3年間程度の経過観察により、障害発生後との拡大程度で判定すると良い。ただし、事務局への報告は必ず実施しておくこと。また、事務局は、報告受信年月日・報告内容を記録しておくこと。

II. モルタルライニング工法

確認事項	確認内容	適・否
設計厚みの適否	当該施設の調査により、想定された硫酸浸透深さ ^{注1)} に適合しているか	確認事項の内1件でも不適合・変化有がある場合は、適用不可となる
消失厚みの適否	防食被覆断面の消失率は、経年から適正 ^{注2)} か	
腐食環境条件の有無	施工後、当該施設の腐食環境条件が変化 ^{注3)} していないか	

注1) 注2)

「下水道コンクリート防食工事施工・品質管理の手引き（案）（手引き）「参考資料. 2 モルタルライニング工法の設計方法について」 1. JS 防食技術マニュアルによるモルタルライニング工法の設計手法について、又は、 2. JS 工事以外でのモルタルライニング工法の設計方法（応用編）を参照して試算するとよい。

注3) 防食工事完了後供用中当該施設の、硫化水素ガス濃度等が高くなるなど当該施設の腐食環境が変化（悪化）している場合。

書式 2 : 請負業者賠償事故通知書

FAX 03-3257-6800												
ゲット総合企画 行				賠償事故通知書								
☆ 被害状況の写真をおとりください。												
☆ 修理および買い替えた場合は領収証を必ず保管ください。												
										通知者		様
いつ	西暦	年	月	日	()	曜日	時	分	頃			
どこで	都 道 府 県		市 郡 区		町 村		付近					
★ 賠償事故の場合(相手方が法人の場合は、会社名と窓口の部署・担当者名もご記入ください。)												
相手方 その1	フリガナ		生年月日		年	月	日	才				
	相手氏名		法人窓口: 部署		担当							
	住所		☎ ()		携帯 ()							
	勤務先名		住所		☎ ()							
相手方 その2	フリガナ		生年月日		年	月	日	才				
	相手氏名		法人窓口: 部署		担当							
	住所		☎ ()		携帯 ()							
	勤務先名		住所		☎ ()							
対物 その1	被害物		修理状況		見積金額		損害見込金額		円			
	損傷数量/程度											
	損傷貨物の保管場所		住所		☎ ()		FAX ()		担当			
対物 その2	被害物		修理状況		見積金額		損害見込金額		円			
	損傷数量/程度											
	損傷貨物の保管場所		住所		☎ ()		FAX ()		担当			
対人	受傷者		住所		☎ ()							
	氏名				☎ ()							
	病院名				☎ ()							
	受傷部位・診断名				入院							
事故状況の説明(出来るだけ詳しくお願いします)										届出警察	番	
「添付物」事故状況の説明を補助する、状況写真・事故発生概要図等												

初回制定 令和7年 月 日